

雑感, 裁判手続のIT化

副会長 永島 賢也 (49 期)

主な担当業務

日弁連, 関弁連, 医療, 民事司法改革, 民事訴訟, 夏期合同研究, 弁護士研修, 弁護士会照会請求, ADR, 裁判官職務情報, 倒産, 家事, 税務, 消費者, 選挙管理等



我が国のビジネス環境は倒産処理 (Resolving insolvency) にかけては世界第1位です。これは世界銀行のDoing Business 2019*1の評価です。他方, 裁判手続の質 (Quality of judicial processes) においては, 18ポイント中7.5と評価され, 190か国 (地域) 中52位に甘んじています。そのうち裁判の自動化 (Court automation) では4ポイント中1ポイントしか得ていません。我が国では①専用のプラットフォーム (e-mail や fax では不可) を通じて電子的に訴えを提起することはできず, ②訴状の送達も電子的にできず (ここでは e-mail や fax, ショートメッセージでも可), ③裁判費用も電子的に (オンラインバンキングでも可) 支払えないからです*2。この項目は裁判手続のIT化と関係します。

もともと Doing Business は, ビジネスのやりやすさについて評価するものですから, 我が国の裁判所も商取引を取り扱う専門部を設け, ビジネスコートという看板を掲げて, そこをまず先進的にIT化すれば, それで評価は上がりそうにも見えます。

今後, もしメールアドレスや fax 番号が会社登記に記載されることになれば*3, 商取引を行う法人に対する訴状送達は民事訴訟法の改正 (e-mail・faxによる送達という条項の創設など) によって実現できるでしょう。

他方, たとえ2020年2月から予定されるTeams*4を利用した争点整理が実現したとしても, Doing Businessのポイントを獲得できるとは限りません。むしろ, できない可能性が高いと思われます。それでも, もし, 民事裁判にTeamsによるウェブ会議が根付くことができれば, 鑑定手続において多数の医師の意見が得やすくなるかもしれません。X線フォトやCTの読影について十数名の医師らの意見を比較しながら法的に判断するのも夢ではなくなるでしょう。遠隔医療に慣れ

た医師らにとってウェブ会議のハードルは比較的低いと思われる。

しかしながら, 裁判手続がIT化されることによって, かつて市民の裁判手続へのハードルが高くなってしまったのは, 本末転倒です。そこで, 今後, IT化の進捗により弁護士会はITに不慣れな当事者本人をサポートしていく必要があります。みずからが適切に反映されていない過程 (プロセス・手続) により市民が不利益を課されることがあってはならないからです。あたかも形式的にITの使い方をサポートするかのように装いながら, 実質, 本人の有利不利に影響を与える非弁活動 (弁護士法72条, 同罰則77条) が, 今後, 横行するおそれがあります。これには理事者として毅然とした態度で臨みたいと思います。

また, ITは軽々と国境を越える技術です。裁判手続のIT化は, 他国で得た判決で我が国にある財産を差し押さえることを技術的に容易にするでしょう。昨年, Max Planck Institute Luxembourg*5を訪問した際, 最近, EU内では, 外国判決の承認の手続がなくなり, 民事手続に広く利用されているオンラインシステムを通じて, たとえば, ドイツのフランクフルトで得た判決で隣国のルクセンブルクにある財産を差し押さえることができるという聞き込み*6。しかも自動翻訳されるので各国の執行機関は母国語で申立てを読むことができるそうです。

こうして, IT化の進展に伴い法律関係がクロスボーダーな様相を見せるようになると*7, 実務家も, 「法」とは何か, という問いに改めて直面することになるでしょう。我々は「法」という言葉で何を意味するのか任意に取り決めていているだけなのではないでしょうか。私にはそうは思えないのです。

*1: Doing Business 2019 Training for Reform, Author: Doing Business, Published: October 31, 2018 世界銀行は, 毎年, 各国・地域の事業活動に関する規制などを評価してランキングを発表しています。https://www.doingbusiness.org/ 東京事務所は千代田区内幸町の富国生命ビル14階にあります。

*2: いずれもEnforcing Contracts Methodology参照。https://www.doingbusiness.org/en/methodology/enforcing-contracts

*3: 会社法911条以下参照。

*4: Microsoft社のグループチャットソフトウェアのことです。https://products.office.com/ja-jp/microsoft-teams/group-chat-software

*5: https://www.mpg.de/en参照。

*6: 2018年当時のDirectorであるProfessor Burkhard Hessより教示を受けました。また, そのほか, EUにはEAPO (European Account Preservation Order) という財産開示制度もあり, フランスではFICOPAを通じて債務者の銀行口座の情報が開示され一定の効果をあげてきているとのこと。

*7: ODR (Online Dispute Resolution) というシステムが稼働している分野もあります。